



「介護保険負担限度額認定申請」の対象者

下記条件を全て満たす方

- ① 世帯全員が市民税非課税であること
 - ② 世帯分離している配偶者がある場合は、その配偶者も市民税非課税であること
- ※配偶者とは、本人と戸籍上の婚姻関係にある者、または、婚姻届を提出していない事実婚を含みます。
- ③ 預貯金等の額が、基準額以下であること

所得の状況 / 預貯金等の金額

○生活保護受給の人

単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下

○老齢福祉年金受給の人

単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下

○本人の年金収入等が80万円以下の人

単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下

○本人の年金収入等が80万円超120万円以下の人

単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下

○本人の年金収入等が120万円超の人

単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※預貯金等とは、預貯金（普通・定期）、有価証券、投資信託、金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属、現金（たんす預金）などを対象とします。

※年金収入等とは、公的年金等収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額（合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額）の合計となります。

※40歳以上65歳未満で介護保険の認定を受けている場合、段階にかかわらず資産要件は単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。